

基本的な考え方

- 判事補の経験の多様化について、多様で豊かな知識、経験を備えた視野の広い判事を確保するための制度として、判事補の人材育成システムの一環として位置付け。
- 原則として「すべての判事補」に外部経験の機会を確保。

今後の方針

受入れ先、事件処理態勢の確保等の実施上の要因を考慮して、2つのステップを検討。

第1次ステップ

できる限り早期に、原則として「すべての判事補」が裁判所外部の多様な経験を積む機会を得られるよう、外部経験者数を増加。

* 当面のプログラム

1 新規のプログラム

- ・ **弁護士職務経験制度**（今通常国会に法案提出）
裁判官の身分を離れて裁判所事務官の身分を保有し、弁護士登録をした上で、弁護士事務所において弁護士の職務を経験（原則2年）

2 既存のプログラム（平成15年度）

- ・ **行政機関等への出向**（原則2年）
内閣官房、金融庁、証券取引等監視委員会、総務省、法務省、検察庁、外務省、財務省、国税不服審判所、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等
- ・ **民間企業等への派遣**（1年）
日本銀行、小松製作所、東芝、トヨタ自動車、リコー
- ・ **海外留学**（1年又は2年）
アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス（裁判所・大学等）
- ・ **在外公館等**（2年）
在アメリカ合衆国日本国大使館、在ストラスブール日本国総領事館、国際連合日本政府代表部、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部等



第2次ステップ

原則としてすべての判事補が「2年程度」裁判所外部の多様な経験を積むことができるよう、経験先・期間・内容を拡充。